

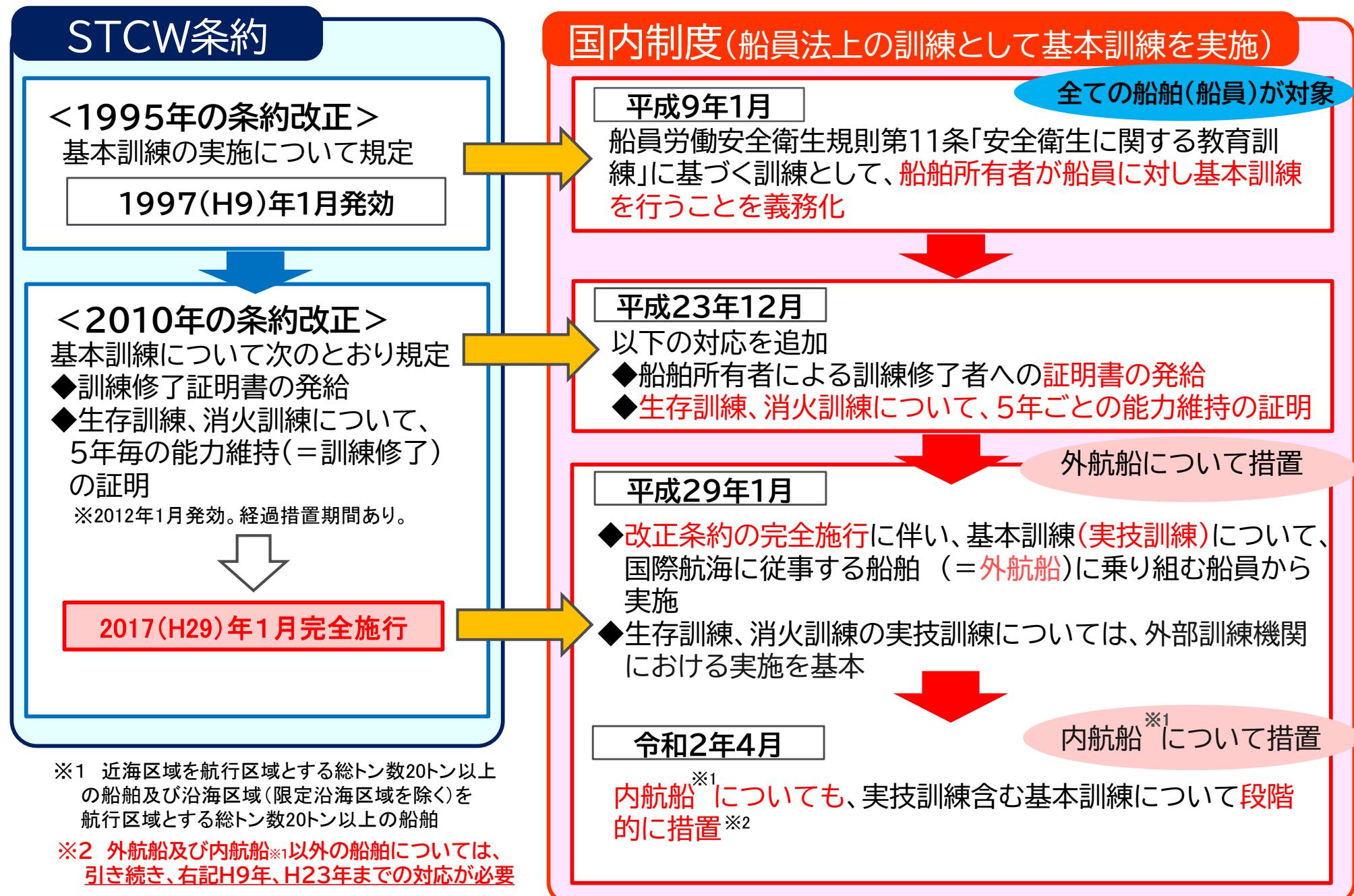
改正船員法に基づく基本訓練について (漁ろうに従事する船舶以外)

海事局 船員政策課

令和8年1月



基本訓練に係る国内の対応(これまでの経緯)



海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等

概要

- 基本訓練は、万が一船舶に急迫した危険がある場合に命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しているSTCW条約において実施が求められており、「生存訓練」「消火訓練」「応急訓練」「安全社会訓練」の4つがある。商船では、「生存訓練」「消火訓練」について、実技講習での実施と、5年毎の能力維持証明が必要であるが、現行において、船員労働安全衛生規則第11条と、その運用により実施してきたところ。
- 今般、STCW-F条約の国内担保に合わせて、基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にするため、船員法を改正し、「雇入契約締結時における基本訓練の実施義務」と、「特定の船員(※次頁)の雇入契約締結時における実技講習の実施義務」を課すこととした(新船員法第81条の2～第81条の5)。
- また、「生存訓練」「消火訓練」の実技講習を行う機関を登録制とした(新船員法第83条の2～第83条の19)。
- STCW-F条約が日本国について効力を生ずる日から適用(令和8年2月14日)。

①生存訓練(個々の生存技術)

- 1) 船舷から水面への安全な飛び降り方に関すること
- 2) 救命いかだ(艤装品を含む)、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関すること



救命胴衣の着用と訓練



安全な水中への飛び込み

②消火訓練(防火及び消火)

- 1) 火災の化学的性質に関すること
- 2) 火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関すること
- 3) 火災現場における救助活動に関すること



消火器の使用と消火



煙充満の閉鎖区域での救助等

③応急訓練(初步的な応急手当)

- 1) 負傷者に対する応急処置に関すること
- 2) 人体の構造及び機能に関すること

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

- 1) 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態の対応に関すること
- 2) 避難路並びに船内通信及び警報装置に関すること
- 3) 船内における作業の安全に関すること
- 4) 海洋汚染の防止に関すること
- 5) 船員の疲労の軽減に関すること
- 6) 船内における効果的なコミュニケーションに関すること
- 7) 船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関すること

漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

上記に加え、

- 1) 漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置に関すること
 - 2) 漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関すること
- ※上記7)を除く。

改正船員法に基づく基本訓練等の義務付け

基本訓練・実技講習の実施内容及び実施主体

【① 特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(②以外)】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
座学	座学	座学	座学

基本訓練は
船舶所有者が実施

【② 特定雇入契約の対象船員(※)】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
実技	実技	座学	座学

実技講習は
登録実技講習機関が実施

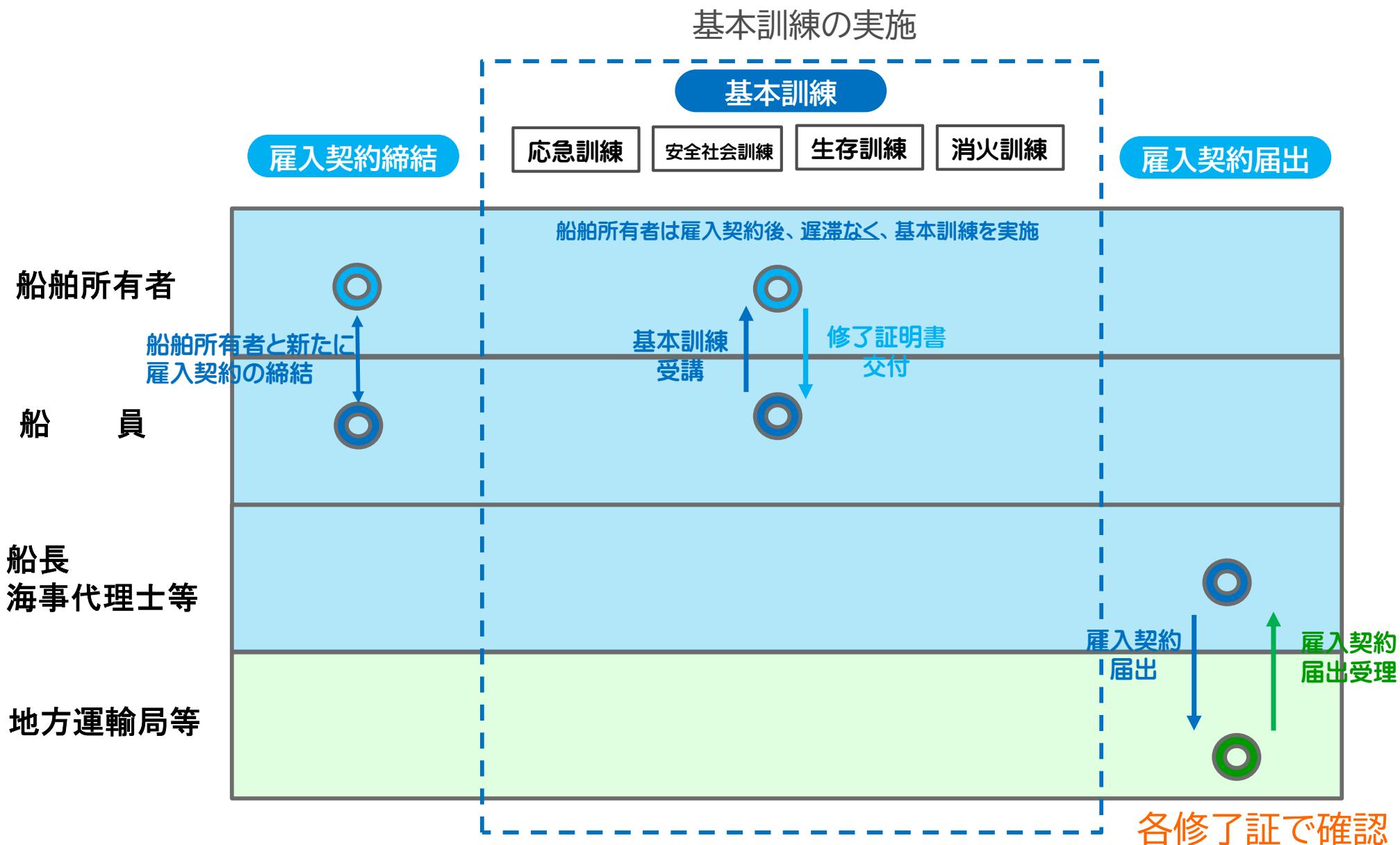
(船舶所有者自ら実施する場合も要登録)

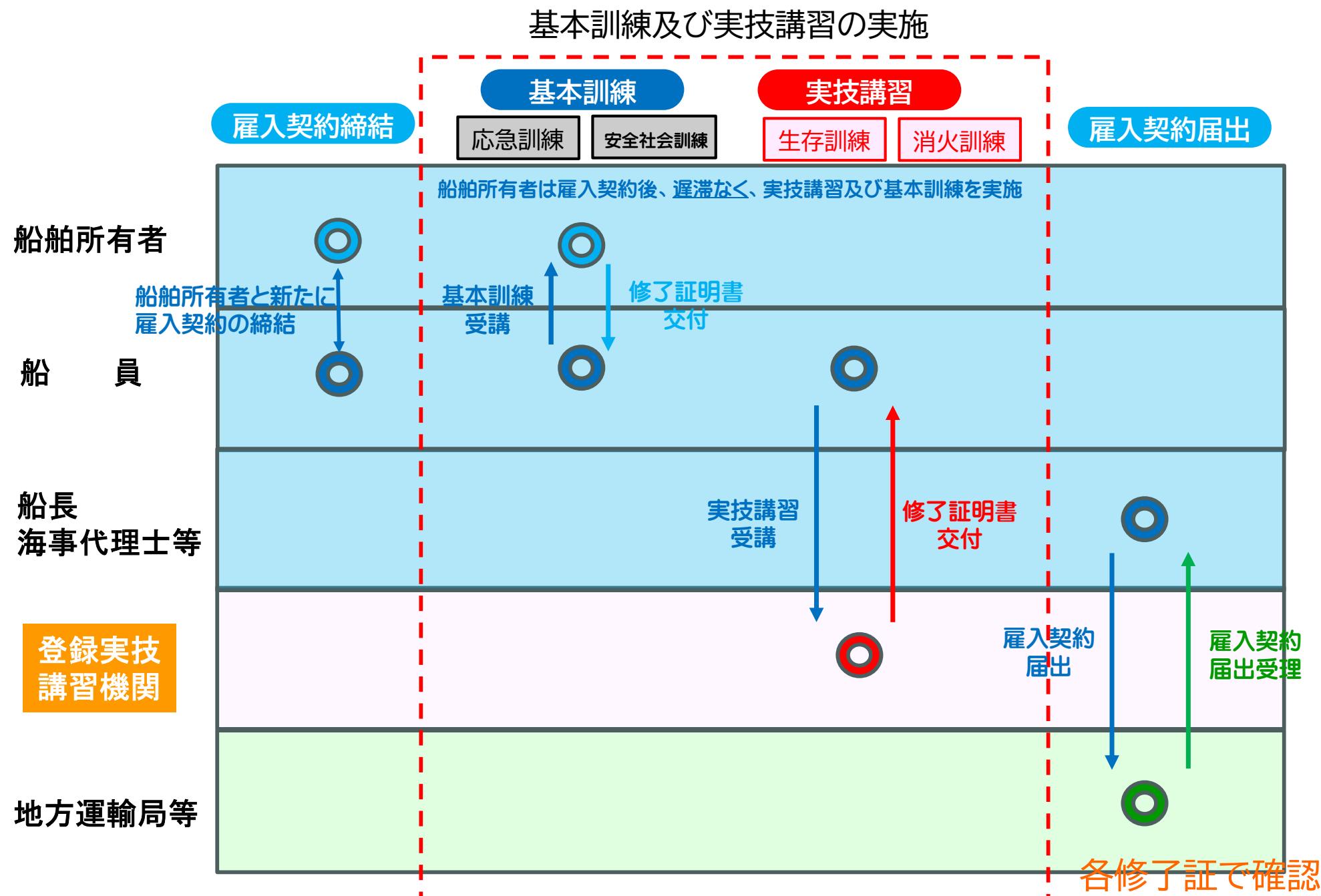
基本訓練・実技講習の対象船舶及び船員

		① 全船員 (②以外)	② 特定の船員
漁ろうに従事する船舶以外※	(外航)	船員法適用の 全ての 船舶・船員	沿海以遠(限定沿海を除く) を航行する20トン以上の船 舶に乗り組む、安全又は汚染 防止措置の実施に係る職務 の船員 (船内における防火 部署又は退船部署に指名さ れる船員)
	(内航)		上記船員であって、下記いづ れかに該当する船員 ・海技免状を受有し職員とし て乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組 む者 ・危険物等取扱責任者とし て乗り組む者
漁ろうに 従事する 船舶 (漁船)		無限定水域(EEZ外)におい て航行する国際総トン数300 総トン以上の漁船に乗り組む 全ての漁船員	

※ 第三種漁船(漁船特殊規則第5条第4号又は第5号に掲げる業務に
従事する船舶をいう。)を含む

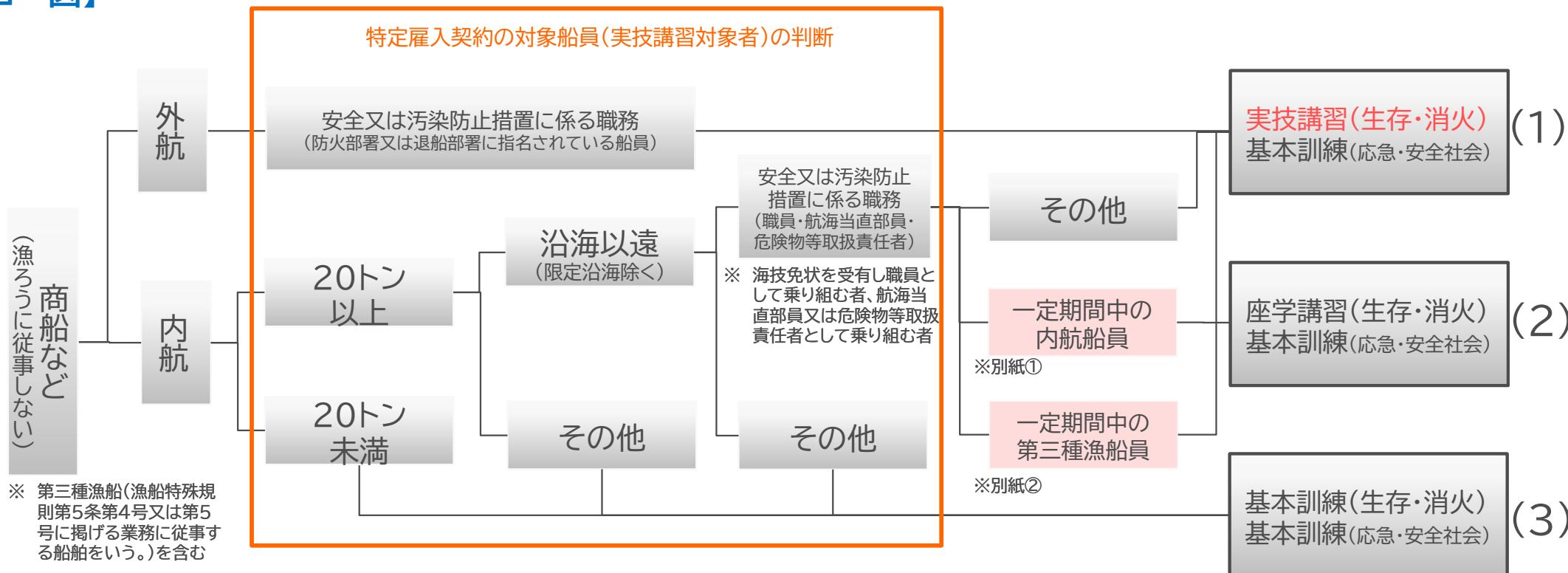
特定雇入契約以外における基本訓練実施の手続きの流れ





特定雇入契約の対象船員等の確認【フロー図・修了証等一覧】

【フロー図】



【雇入届出において確認する修了証等一覧】

	生存訓練・消火訓練	応急訓練・安全社会訓練
(1)	実技講習(生存・消火) 基本訓練(応急・安全社会) <ul style="list-style-type: none"> 第四号書式④ 及び 第五号書式⑤ 【施行前に受講の場合】訓練機関による受講証明書又は能力維持証明書(旧通達第二号書式⑦)) 締約国証書⑧ <p>・ 第三号書式③ (第四号書式及び第五号書式は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二号書式② 【施行前に受講の場合】基本訓練修了証(旧通達第一号の二書式⑥)
(2)(3)	基本訓練(生存・消火) 基本訓練(応急・安全社会) <ul style="list-style-type: none"> 第一号書式① 	

修了証の発給

特定雇入契約以外



船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(新通達 第1号書式)

※ 船舶所有者より発給

特定雇入契約 (実技講習対象者)



登録実技講習機関で受講

生存講習修了証明書
消火講習修了証明書

船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)

※ 船舶所有者より発給

雇用する船員が、特定雇入契約以外の船員のみ

⇒ 別記様式1「基本訓練記録簿」に記録

特定雇入契約以外



基本訓練記錄簿

記載例

別記様式1

番号	氏名	基本訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証交付年月日	備考
1	□□□	生存訓練	2025/3/1	自社	千代田区	2025/3/29	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/1	自社	千代田区		
		応急訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		訓練事項①～③、⑦(ハラスメント)
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		

雇用する船員に、特定雇入契約の船員を含む

⇒ 別記様式2「基本訓練・実技講習記録簿」に記録

特定雇入契約 (実技講習対象者)



基本訓練・実技講習記録簿

記載例

別記様式2

番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証 の有効期間	備考
1	○○○	生存訓練	2025/3/1	○○機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	一部視覚教材代替
		消火訓練	2025/3/2	○○機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	
		応急訓練	2025/3/28	○○センター	千代田区	2025/3/29	-	-	訓練事項①～③、⑦(ハラスメント)
		安全社会訓練	2025/3/28	○○センター	千代田区				
2	△△	生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	○○丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	○○丸		-	-	
3	○○	生存訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		消火訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	○○丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	○○丸		-	-	
4	●●	生存訓練	2025/3/29	自社	○○丸	2025/3/29	-	-	期限: 2030/3/1
		消火訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	期限: 2030/3/1
		応急訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	
5	□□□	生存訓練	2025/3/28	自社	千代田区	2025/3/29	-	-	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		応急訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	



内航船員の実技講習に係る一定の期間中の取扱い

- ✓ 内航船に乗り組む船員に係る実技講習については、登録実技講習機関での受講者の集中を避けるため、各船員の**船員手帳の有効期間の満了日に応じて、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。**

近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2027年3月31日まで

注) **2022年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員**は、**雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。**

沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2026年4月1日～2028年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2027年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2028年3月31日まで
2032年4月1日～2034年3月31日	⇒	2029年3月31日まで

注) **2024年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員**は、**雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。**

- ✓ 登録実技講習機関での円滑な受講のため、各船員の海技免状の受有状況等によって、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。

基本訓練(座学)を修了している船員

(イメージ)
現役船員

海技免状を受有している職員・部員

海技免状を受有していない部員

特例期間

令和8年2月14日以降、
2回目の海技免状の有効期間満了日まで
(最短:5年、 最長:10年)

令和8年2月14日から
5年間

上記以外の船員

(イメージ)
新規就業者

特例期間

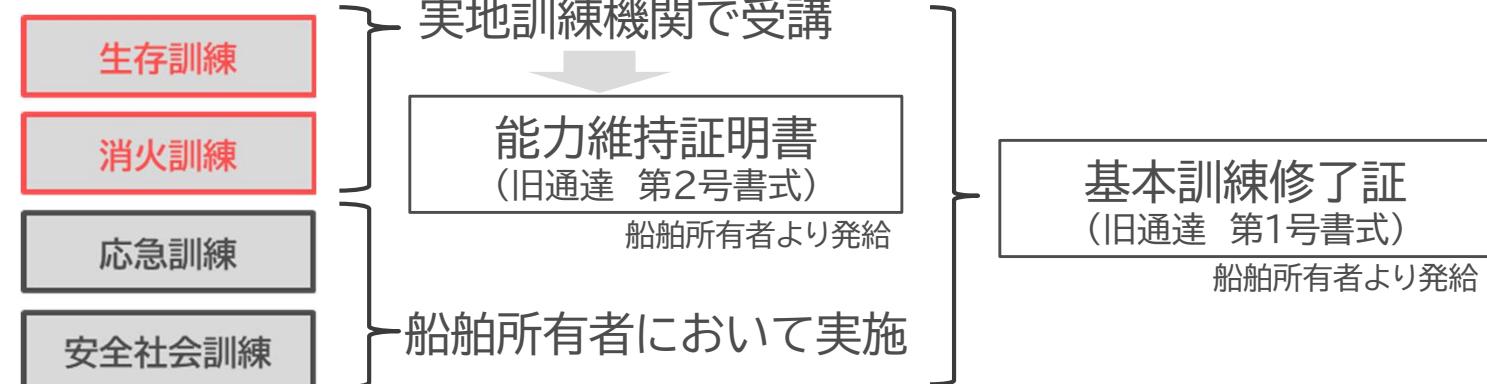
令和8年2月14日から
3年間

雇入れの前の5年以内に
水産高校等で登録海技免許講習
(救命講習及び消火講習)を受講している場合、
その受講日から5年間

施行日前に訓練を受けている者の対応

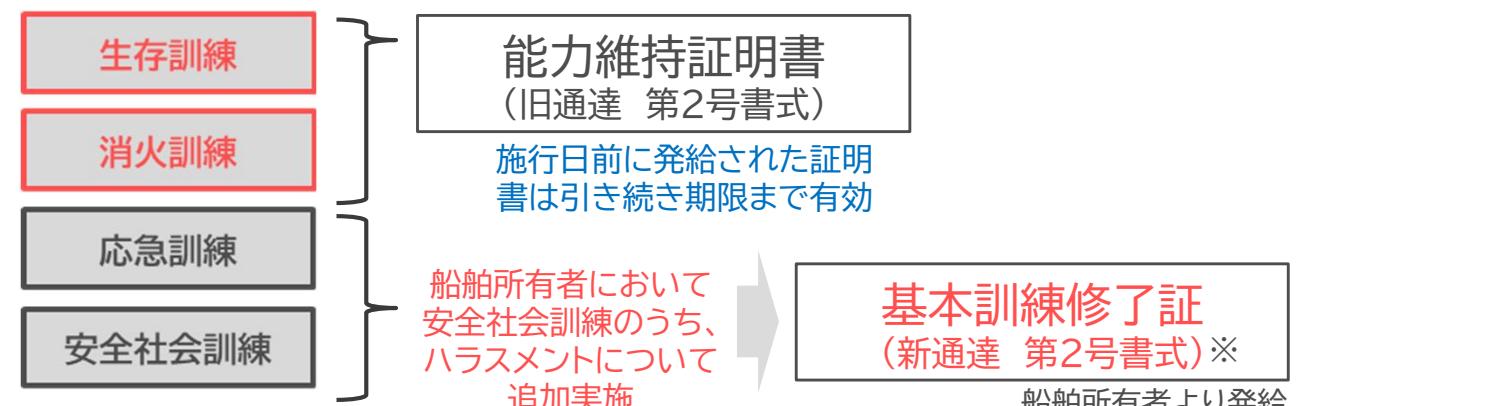
現 行

実地訓練対象者



改正後

特定雇入契約 (実技講習対象者)



現 行

実地訓練対象者



- 生存訓練
- 消火訓練
- 応急訓練
- 安全社会訓練

海技免許講習
(救命・消火※)
受講から5年以内

船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(旧通達 第1号書式)

船舶所有者より発給

※消火訓練については、危険物等取扱責任者(甲種)取得のための消防講習受講を含む

改正後

特定雇入契約 (実技講習対象者)



- 生存訓練
- 消火訓練
- 応急訓練
- 安全社会訓練

海技免許講習
修了の証明書

修了から5年まで有効

船舶所有者において
安全社会訓練のうち、
暴力・ハラスメント防
止措置について追加
実施

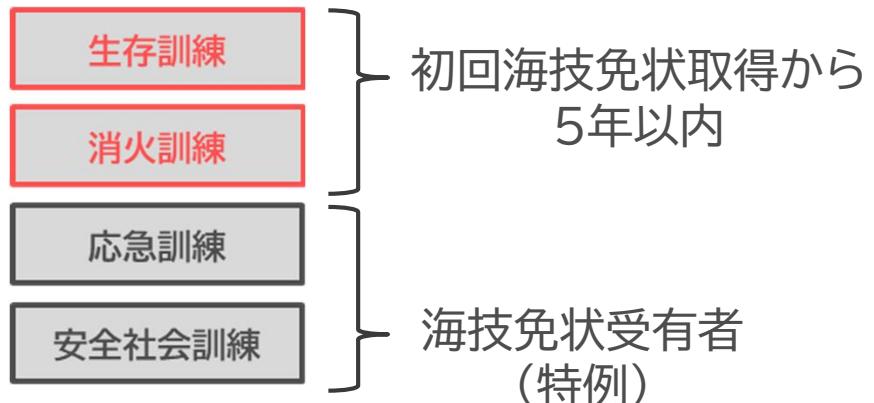
基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)※

船舶所有者より発給

※旧通達 第1号の2書式により発給している場合は引き続き有効(特段対応なし) 12

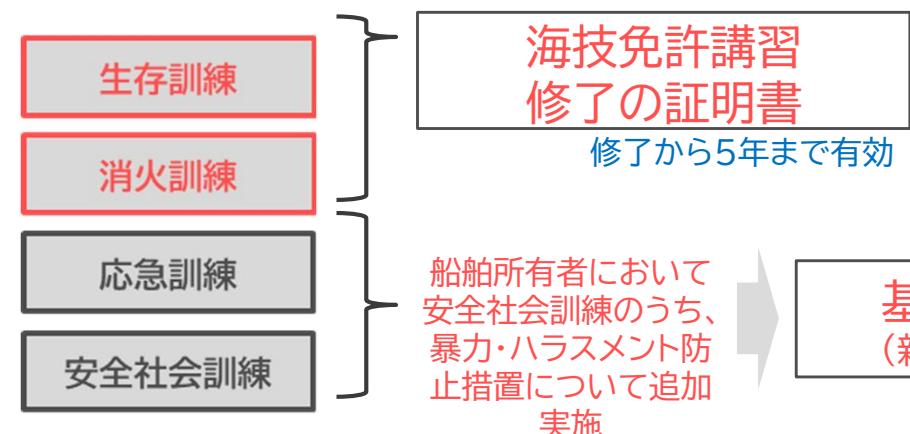
現 行

実地訓練対象者



改正後

特定雇入契約 (実技講習対象者)



基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)

船舶所有者より発給

現 行

実地訓練対象者



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

締約国で受講

締約国証書

改正後

特定雇入契約
(実技講習対象者)

生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

締約国証書

※引き続き期限まで有効

※ただし、安全社会訓練のうち、暴力・ハラスメント防止措置が未対応の場合は追加実施し、基本訓練修了証(新通達 第2号書式)を発給(第1号の2書式により発給している場合は引き続き有効(特段対応なし))

現 行

別記様式 2

基本訓練実施記録簿

別記様式 1

船舶所有者名：株式会社 ○○汽船

番号	氏名	訓練	実施年月日	訓練機関名 又は自社	実施場所 (市区町村名 又は船名)	特例の適用	備考
1	○○ ○○	生存訓練	2022/5/1	○○センター	横須賀市		
		消火訓練	2022/5/2	○○センター	横須賀市		
		応急訓練	2022/6/15	自社	○○丸		
2	△△ △△	安全社会訓練	2022/6/30	自社	千代田区		
		生存訓練	2022/5/1	○○センター	横須賀市		
		消火訓練	2022/5/2	○○センター	横須賀市		
3	×× ××	応急訓練				海技免状受有者特例	
		安全社会訓練				海技免状受有者特例	
		生存訓練	2022/8/1	○○機構	横須賀市		
4	◇◇ ◇◇	消火訓練	2022/8/2	○○機構	横須賀市		
		応急訓練				海技免状受有者特例	
		安全社会訓練	2022/7/15	自社	千代田区	科目 4~6	
		生存訓練	2022/8/1	○○機構	芦屋市	2025/3/31 退職	
		消火訓練	2022/8/2	○○機構	芦屋市		
		応急訓練				海技免状受有者特例	
		安全社会訓練	2022/7/15	自社	千代田区	科目 1~3	

基本訓練修了証等交付記録簿（○○年度）

船舶所有者名：_____

(1) 基本訓練修了証

交付月日	氏名	生年月日	備考

(2) 技能証明書

交付月日	有効期間	氏名	生年月日	備考

改正後

⇒ 施行前に作成したものは引き続き有効
 ただし、追加で実施した分や施行日以降の記録は、新様式の別記様式2「基本訓練・実技講習記録簿」に記録

(新)基本訓練・実技講習記録簿

別記様式2

番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関又 は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証 の有効期間	備考
1	○○○	生存訓練	2025/3/1	○○機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	一部聴覚教材代替
		消火訓練	2025/3/2	○○機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	
		応急訓練	2025/3/28	○○センター	千代田区				
		安全社会訓練	2025/3/28	○○センター	千代田区	2025/3/28	-	-	訓練事項①～⑤(ハラスメント)
2	△△	生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講	
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講	
		応急訓練	2025/2/15	自社	○○丸		-	-	
3	○○	安全社会訓練	2025/2/15	自社	○○丸	2025/2/15	-	-	
		生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講	
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講	
4	●●	応急訓練	2025/2/15	自社	○○丸		-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	○○丸	2025/2/15	-	-	
		生存訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	期限: 2030/3/1
		消火訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	期限: 2030/3/1
		応急訓練	2025/3/29	自社	○○丸	2025/3/29	-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	

※新様式は交付記録を含む

【参考】改正後の各修了証書式

【漁ろうに従事する船舶以外】

① 第一号書式	特定雇入契約以外の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	生存訓練 消火訓練 応急訓練 安全社会訓練
② 第二号書式	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	応急訓練 安全社会訓練
③ 第三号書式 ※	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	生存訓練 消火訓練 応急訓練 安全社会訓練

※主に外航船向け（第四号、第五号の証明書があることを前提に第二号の内容をまとめて発給可）

【漁ろうに従事する船舶】

第一号の二書式	特定雇入契約以外の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	生存訓練 消火訓練 応急訓練 安全社会訓練
第二号の二書式	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	応急訓練 安全社会訓練
第三号の二書式 ※	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	生存訓練 消火訓練 応急訓練 安全社会訓練
第六号書式	施行日前に従前の例により基本訓練を実施し、修了した者に対する基本訓練修了証	生存訓練 消火訓練 応急訓練 安全社会訓練

【共通】

④ 第四号書式	登録生存講習機関が発給する生存講習修了証明書	生存訓練
⑤ 第五号書式	登録消火講習機関が発給する消火講習修了証明書	消火訓練

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)1

①

○漁ろうに従事する船舶以外

(第一号書式)

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy
<p>基本訓練修了証 (改正 STCW 条約附属書第VI／1規則に基づく基本訓練修了証) Certificate of proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended</p> <p>氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate : 生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy 本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :</p> <p>上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI／1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、能力の実地証明を除き、基本訓練を修了したことを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, except for practical demonstration of competence, in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended including amendments adopted by resolution MSC.560(108).</p> <p>船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (seal) :</p> <p>この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.</p>

②

○漁ろうに従事する船舶以外

(第二号書式)

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy
<p>基本訓練修了証 (改正 STCW 条約附属書第VI／1規則に基づく基本訓練修了証) 「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」関係 Certificate of proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended (in relation to tables A-IV/1-3 and A-IV/1-4 of the STCW Code)</p> <p>氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate : 生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy 本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :</p> <p>上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI／1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」に係る基本訓練を修了したことを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, in relation to tables A-IV/1-3 and A-IV/1-4 of the STCW Code, in accordance with regulation VI/1 of the STCW Convention, as amended including requirements adopted by the resolution MSC.560(108).</p> <p>船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (seal) :</p> <p>この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.</p>

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)2

(3)

○漁ろうに従事する船舶以外

(第三号書式)

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
基本訓練修了証 (改正 STCW 条約附属書第VI／1規則に基づく基本訓練修了証) <i>Certificate of proficiency for basic training</i> in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended	
氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :	
上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI／1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、基本訓練を修了したことを証明する。 <i>This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended including amendments adopted by resolution MSC.560(108).</i>	
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (seal) :	
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.	

(6)

旧通達(第14号通達) ※R8.1.1STCW条約改正対応

(第一号の二書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
改正STCW条約第VI／1規則に基づく基本訓練修了証 <i>Certificate of Proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended</i>	
氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :	
上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI／1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づく基本訓練を修了したことを証明する。 <i>It is certified that the above mentioned person has been completed a basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended including requirements adopted by the Resolution MSC.560(108)</i>	
船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (Stamp) :	
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.	

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)3

(4)

○生存講習

(第四号書式) ↗

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
有効期限 Valid until dd / mm / yyyy	
生存講習(再講習)修了証明書 (改正STCWコード又は改正STCW-Fコードの規定に基づく) 個々の生存技術に関する能力維持の証明書) Certificate for maintaining of competence regarding personal survival techniques, in accordance with the provisions of the STCW Code or the STCW-F Code, as amended. 氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate : 生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy 本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality : 上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-VI/1節の3又は改正された1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-III/1節の2に基づき、生存技術に関する能力を維持していることを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been maintained competence regarding personal survival techniques, in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of the STCW Code, as amended, or the paragraph 2 of section A-III/1 of STCW-F Code, as amended. 備考 例:以下に掲げる事項は、乗り組む船舶への設備搭載義務がないこと等を踏まえ、座学/視聴覚教材のみの学習としている。 ・設備(イマーションスーツ) — 訓練科目(生存:イマーションスーツの着用と使用) 登録講習機関の住所及び名称 Address and name of the registered training institute: 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (seal) : この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.	

(5)

○消火講習

(第五号書式) ↗

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
有効期限 Valid until dd / mm / yyyy	
消火講習(再講習)修了証明書 (改正STCWコード又は改正STCW-Fコードに基づく) 防火及び消火に関する能力維持の証明書) Certificate for maintaining of competence regarding fire prevention and fire fighting, in accordance with the provisions of the STCW Code or the STCW-F Code, as amended. 氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate : 生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy 本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality : 上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-VI/1節の3又は改正された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-III/1節の2に基づき、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been maintained competence in fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of the STCW Code, as amended, or paragraph 2 of section A-III/1 of the STCW-F Code, as amended. 備考 例:以下に掲げる事項は、乗り組む船舶への設備搭載義務がないこと等を踏まえ、座学/視聴覚教材のみの学習としている。 ・設備(呼吸具) — 訓練科目(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助) ・設備(アプリケータ) — 訓練科目(消火:大規模消火のうちアプリケータの使用) 登録講習機関の住所及び名称 Address and name of the registered training institute: 住所 Address : 氏名又は名称(印) Name (seal) : この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.	

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)4

⑦

旧通達(第14号通達)

(第二号書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
有効期間 Valid until dd / mm / yyyy	
<p>改正STCWコードA-VI/1節3に基づき生存技術、防火及び消火に関する能力維持の証明書 Certificate for maintaining of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended</p> <p>氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :</p> <p>生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy</p> <p>本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :</p> <p>上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直コードA-VI/1節の3に基づき生存技術、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been maintained of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended.</p> <p>備考</p> <p>Note</p> <p>例:以下に掲げる事項は、関連する設備につき乗り組む船舶への搭載義務がない等により座学/視聴覚教材のみの学習としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備(イマーションスーツ) — 訓練科目(生存:イマーションスーツの着用と使用) ・設備(呼吸具)—訓練科目(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助) ・設備(アプリケータ)—訓練科目(消火:大規模消火のうちアプリケータの使用) <p>船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :</p> <p>住所 Address :</p> <p>氏名又は名称(印) Name (Stamp) :</p> <p>この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.</p>	

⑧

締約国証書 (STCW条約、インドネシアの例)

